秘密保護法と安倍政権の戦争政策にノーを！

海渡　雄一

臨時国会における法案審議手続の異常性

2013年12月6日午後11時過ぎ、特定秘密保護法案が参議院本会議で記名採決され、成立した。臨時国会における法案審議は、極めて異常なものだった。ジャーナリストや法律家だけでなく、表現者、市民団体など幅広い各界から法案に対する深刻な懸念が表明された。慎重審議を求める世論は8割にも達していた。にもかかわらず、審議時間は、衆議院において約46時間、参議院ではその半分にも満たないわずか約22時間であった。

石破自民党幹事長は、国会に集まった市民の反対の声をテロリズムと同一視し、取り締まろうとした。福島での公聴会では、意見陳述者7名全員が反対ないし慎重な意見であり、賛成意見はゼロであったにも拘わらず、その翌日には衆議院特別委員会で強行採決が行なわれた。12月5日の参議院特別委員会での強行採決は議事速記でも聴取不能とされ採決の正当性にすら疑問がある。

政府と国会を震撼させた反対運動の高揚

11月21日の日比谷野外音楽堂における集会には1万人、12月6日の集会には1万5千人を超える参加者があり、6日の請願デモは国会周辺を取り囲んでいた市民と合流し、法案が参議院本会議で成立した深夜には詰めかけた数万人の市民が国会のまわりで「秘密保護法絶対反対」を叫んでいた。民主主義と自由な社会を守ろうとする市民の熱気は、解放感に満ちていた。

私は、弁護士となって30年余、国家秘密法、盗聴法や共謀罪など多くの悪法制定に反対する活動に関わってきたが、60年安保以降、特定の法律の反対運動でこれほど盛り上がったことはないのではないかと思う。

特定秘密保護法は根本的欠陥法

今回成立した法には根本的な欠陥がある。何が秘密に指定されるかが限定されず、政府の違法行為を秘密に指定してはならないことも明記されていない。公務員だけでなく、ジャーナリスト・市民も、独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰される。最高刑は10年の厳罰だ。政府の違法行為を暴いた内部告発者やジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていない。ツワネ原則（編注／「国家安全保障のための秘密保護」と「市民の知る権利の確保」という対立課題の両立を図るため、全世界の500人を超える専門家により作成された「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」。2013年6月に南アフリカの都市・ツワネで採択された）にことごとく反しているばかりでなく、2人の国連特別報告者とピレー人権高等弁務官からも重大な懸念が表明された。この法律には部分的修正で対応できない根本的欠陥があると言わざるを得ない。

戦争はいつも政府のウソを秘密にすることから始まる

近現代の歴史を見ると戦争の始まりには必ず政府のウソがあり、ウソは秘密とされてきた。1931年の満州事変のきっかけとなった柳条湖事件は関東軍が軍事行動を起こすために行なった自作自演であった。アメリカ軍が本格的にベトナムに介入するきっかけとなった1964年8月の北ベトナム海軍によるトンキン湾魚雷攻撃事件のうち、2回目に起きた8月4日の事件は、8月7日の議会北爆開始決議の理由とされたが、ペンタゴンペーパーズによって、アメリカ側が仕組み、捏造した事件であったことが明らかになっている。イラク戦争の理由とされ、国連でパウエル国務長官が説明した大量破壊兵器問題もアメリカのねつ造であった。いつも、政府のウソを秘密にするところから、戦争は始まってきた。秘密保護法は、政府の秘密を拡大し、民主主義を破壊し、市民の判断を誤らせ、む

12月6日　国会請願デモにて。中央に筆者（筆者提供）

しろ戦争の危機を招き寄せる可能性がある。

戦争目的に奉仕する公安警察

秘密保全法制の提案は、1985年のスパイ防止法案の制定の動きから引き続くものであり、緊急の必要性は日米の軍事情報を共有するためのGSOMIA（軍事情報包括保護協定）の要請を満たすためであった。1980年代のスパイ防止法の時と比較しても、秘密保護法によって、防衛省・外務省の防衛と外交に関する情報だけでなく、特別有害活動（いわゆるスパイ活動）とテロリズム対策に関する情報が指定の対象とされることとなった。公安警察や公安調査庁などの公安機関の保有する情報が特定秘密となる。私は、当初なぜ政府が警察情報までを特定秘密の対象とするのかうまく説明できなかった。しかし、法案が可決成立してしまった今、はっきりと政府の意図がわかったような気がする。私は、この法律のメインの目的は、やはり戦争準備のための国内体制を固めることだと考えている。それは、この法律が日本版NSCの設置、国家安全保障基本法案と3つの柱で、戦争準備の態勢を整えようとするものだからである。NSC（National Security Council 国家安全保障会議）は戦争の司令部を作る法律、国家安全保障基本法案は戦争をする時の手続きを定めた法律である。これに対して、秘密保護法は社会そのものを戦争モードに変え、戦争に反対することそのものをスパイ視し、市民が戦争に反対することを困難にしていくことを目的としているのだと考える。

戦前の場合も、治安維持法と並んで軍機保護法の運用責任は、特高警察にあった。反体制勢力の取り締まりを目的とする治安維持法と軍事秘密の保護を目的とする軍機保護法が同じ機関によって運用されていたという歴史を忘れてはならない。

市民に対する監視活動を秘密にする

反体制運動が沈静化する中で、公安警察はその存在意義が問われていた。1995年のサリン事件、2001年の9・11同時多発テロ事件は公安警察の大きな転機となった。公安調査庁を含めて、公安機関はテロ対策に照準を合わせ、国家安全保障に取り組む姿勢を明確にした。そして、基本的に反体制的な組織に限定されていた監視対象を市民活動全般に広げてきた。

自民党の石破茂幹事長が、秘密保護法案に反対する市民のデモを「テロと本質的に変わらない」とブログで表明し、この法律が市民活動をテロと同一視し、取り締まりの対象としようとしていることが明るみに出された。1970年代から反原発・脱原発運動は、公安警察の監視体制運動の一種と規定され、秘密保護法の下では改憲反対運動や反戦運動全体が強い監視対象とされようとしている。まさに戦争目的に奉仕する特高警察の完全復活が秘密保護法の目的なのである。

秘密法廃止運動を始めよう！

2回の日比谷野音集会を主催した実行委員会は、今後は「『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」として活動を継続していくことを確認した。当面の活動としては、法律廃止のための請願署名運動と次期国会開会日の国会包囲などが提起されている。

国会で成立した法律は同じ手続きで廃止することができる。このような活動が提起され、超党派の実行委員会が一致してこのような活動に取り組むことを決めたこと自体が、運動の高揚がもたらした成果の一つである。

私たちは、この法律が廃止されるまで決してあきらめない。萎縮することは政府の思うつぼだ。もう隷従はしないと決意せよ。明日から、秘密法のある社会を拒否し、その実質化を食い止めるため、新たな闘いを始めよう。

（かいど・ゆういち／弁護士。第二東京弁護士会所属。日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部副本部長、脱原発弁護団全国連絡会共同代表。筆者写真はIWJオープンコンテンツ 2013/11/06より）